

国及び昭島市国民健康保険 御中

## 同意書

被保険者（\_\_\_\_\_）が加害者（\_\_\_\_\_）に対して有する損害賠償請求権は法令（注1）により、保険者が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、保険者（注2）が損害賠償額の支払の請求を加害者又は加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書の写しを添付することに同意します。

なお、（\_\_\_\_\_）が損害保険会社等へ損害賠償金の請求をし、保険金等を受領したときは、金額並びにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について情報提供を受けること、保険者が保険医療機関等に対して事故による診療に関する内容の照会を行い、保険医療機関から情報提供を受けることに同意します。

さらに、（\_\_\_\_\_）が70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減措置の支給を受けていた場合、当該軽減特例等に請求を行うこと、国が保険者に損害賠償の支払いの請求及び受領を委任すること並びに国から委任を受けた保険者が当該金額についての請求事務及び受領代行を外部機関に委託することについても同意します。

その上で、保険者が保険給付又は損害賠償請求に必要と認める場合、官公庁、損害保険会社、他の保険者等の各機関に照会を行い、その照会内容について情報提供し、また受けること、保険給付後に傷病の原因が給付制限に該当すると判断した場合、当該制限に係る給付費を速やかに保険者に返還することに同意します。

あわせて次の事項を守ることを誓約します。

1. 加害者（保険会社・共済団体）と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申し出ること。
2. 加害者（保険会社・共済団体）に白紙委任状を渡さないこと。
3. 加害者（保険会社・共済団体）から金品を受けたときは、受領日、内容、金額をもれなく、速やかに届出すること。
4. 治療が完了した場合には、治療完了日を報告すること。

年 月 日

届出者（世帯主）

住所 東京都昭島市

氏名

印

（注1） 国民健康保険法第64条第1項

（注2） 国民健康保険法第64条第3項及び第4項に基づき、損害賠償金の徴収又は収納の事務を委託されている都道府県及び国民健康保険団体連合会を含みます。